



鳥取県公報

令和元年6月21日（金）
号外第13号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令（1）（政策法務課）・・・・・・・・・・ 2

訓 令

鳥取県訓令第1号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(施行文書の作成)</p> <p>第22条 施行文書は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 図画、図表その他の特殊な施行文書を除き、<u>日本産業規格A列4番</u>の用紙に印刷すること。ただし、印刷に代えて、文字が容易に消失しない黒色又は青色の筆記用具を用いることができること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(施行文書の作成)</p> <p>第22条 施行文書は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 図画、図表その他の特殊な施行文書を除き、<u>日本工業規格A列4番</u>の用紙に印刷すること。ただし、印刷に代えて、文字が容易に消失しない黒色又は青色の筆記用具を用いることができること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。